令和7年度 津市地域防災計画(資料編)新旧対照表(案)

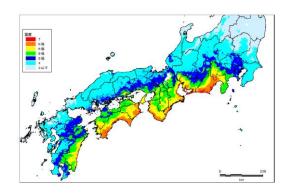
No.	頁	行				旧						 新		
1	9	2		害想定(危機					I 被	害想定(危機	後管理部)			
			1	過去の被害な	見定				1 過去の被害想定					
			(1)	(略)						(略)				
			(2	南海トラブ	フ巨大地震対	策検討ワー	キンググルー	ープの報告に	(2) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ及び南海					
				よるもの						トラフ巨大地	也震モデル・ネ	波害想定手法	<u>:検討会</u> の報告	告によるもの
				南海トラフ	の巨大地震は	については、	東北地方太平	平洋沖地震を		南海トラス	の巨大地震は	については、	東北地方太平	P洋沖地震を
				教訓に、最新	「の科学的知」	見に基づく最	と大クラスの:	地震として、		教訓に、最新	所の科学的知,	見に基づく最	も大クラスのb	也震として、
				南海トラフ目	「大地震モデ	ル検討会にお	いて震度分	布、津波高、		南海トラフ目	巨大地震モデ	ル検討会にお	いて震度分配	5、津波高、
						· ·		巨大地震対策		~		· ·	南海トラフ目	
				.,				被害、施設等					放害、人的被	
								災対策の基礎					し、今後の防災	
								また、被害想	資料として被害の全体像が示された。また、被害想定について					
								一次報告とし						
							- ·	められ、平成					れ、平成2	,
							子として、施	設等の被害及	被害想定の第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害					
				び経済的な被	g害 <u>を</u> 取りま	とめられた。			が取りまとめられた。そして、今和7年3月に、これまでの防					
									災対策の進捗状況や最新の知見等を踏まえ、南海トラフ巨大地					
									震モデル・被害想定手法検討会において検討された、最大クラ					
									スの地震・津波、時間差において、発生する地震・津波並びに 被害想定の推計手法に基づき、南海トラフ巨大地震対策検討ワ					
												_ , , , , , , ,		
													どの見直しが行	丁われ、報告
				ア想定する	Three #1					<u> 善として取り</u> ア 想定する)まとめられ; ・地霊郵	<u>て。</u>		
					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	エデル具土し	わる雲曲へ			/ -		エデル具土し	かる電声へ	
			<南海トラフ巨大地震モデル最大となる震度>							<南海トラフ巨大地震モデル最大となる震度>				
			基本ケース 陸側ケース 東側ケース 西側ケース 経験的手法						基本ケース	陸側ケース	東側ケース		経験的手法	
		津市 6強 7 6強 6強 6強						津市	6 強	7	6 強	6 強	6 強	

No. 頁	行	旧	
		(ア) 基本ケース 中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討	
		結果を参考に設定したもの	

		(イ) 陸側ケース 基本ケースの強振動生成域を、可能性がある範囲で最も 陸域側(プレート境界面の深い側)の場所に設定したもの	
		地表震度 7 6 12 6 6 8 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
		0 <u>150</u> 300 km	
		[陸側ケース 地表震度 全域]	

(ア) 基本ケース

中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討 結果を参考に設定したもの

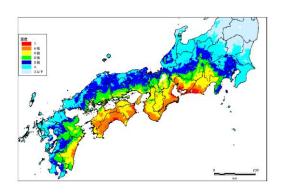


新

[基本ケース地表震度 全域]

(イ) 陸側ケース

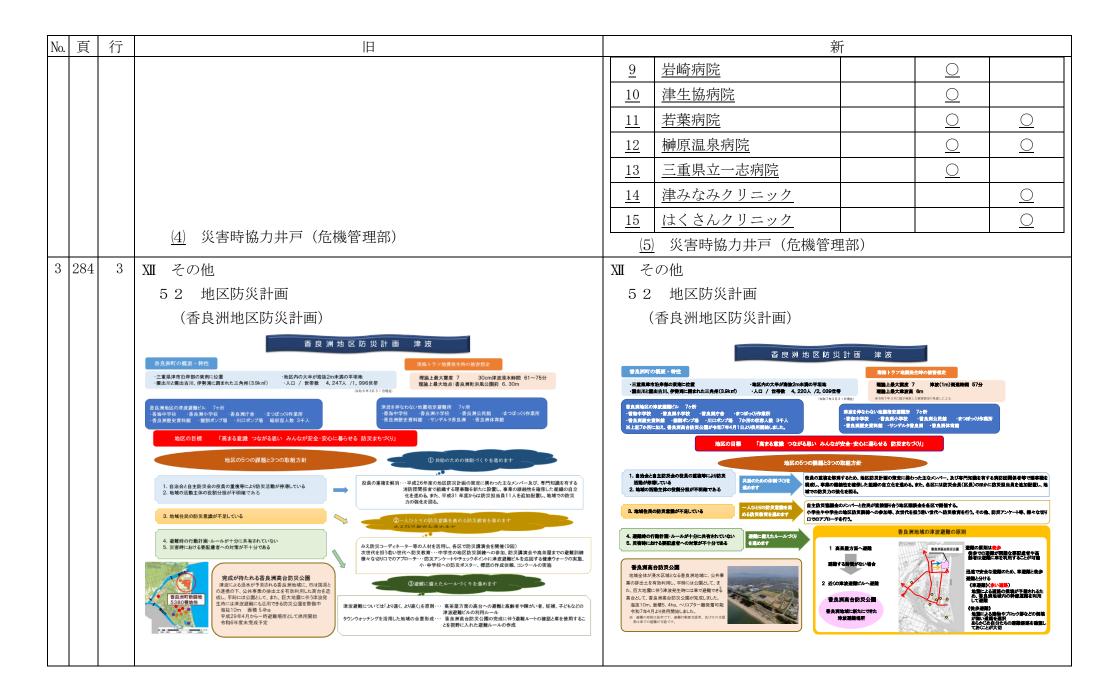
基本ケースの強振動生成域を、可能性がある範囲で最も 陸域側(プレート境界面の深い側)の場所に設定したもの



[陸側ケース 地表震度 全域]

N.T	≠	/ <u>-</u> -	In	₩.
No.	頁	行		新
			(ウ) 東側ケース	(ウ) 東側ケース
			基本ケースの強振動生成域を、やや東側(トラフ軸から	基本ケースの強振動生成域を、やや東側(トラフ軸から
			見て、トラフ軸に概ね平行に右側)の場所に設定したもの	見て、トラフ軸に概ね平行に右側)の場所に設定したもの
			地表震度 7 6 6 6 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
			[東側ケース 地表震度 全域]	[東側ケース 地表震度 全域]
			(エ) 西側ケース	(エ) 西側ケース
			基本ケースの強振動生成域を、やや西側(トラフ軸から	基本ケースの強振動生成域を、やや西側(トラフ軸から
			見て、トラフ軸に概ね平行に左側)の場所に設定したもの	見て、トラフ軸に概ね平行に左側)の場所に設定したもの
			地表震度 7 0 18 1	200 No. 100 No
			[西側ケース 地表震度 全域]	[西側ケース 地表震度 全域]

No.	頁	行	旧	新					
			(オ) 経験的手法による震度分布	(オ) 経験的手法による震度分布					
			基本ケースの強振動生成域を、やや西側(トラフ軸から						
			見て、トラフ軸に概ね平行に右側)の場所に設定したもの	[10 Cot]					
			地表震度 7 6 6 5 5 5 6 8 9 以下 0 150 300	### 7					
			[経験的手法による震度分布]	[経験式 地表震度 全域]					
2	220	34	VI 備蓄	VI 備蓄					
			25 給水施設等一覧	25 給水施設等一覧					
			(1)~(3) (略)	(1)~ (3) (略)					
			(新設)	(4) 医療施設給水箇所(上下水道事業局)					
				<u>No.</u> <u>病院名</u> <u>災害拠点 緊急告示 透</u>	析医療				
				病院 医療機関	施設				
				<u>1</u> 三重大学医学部附属病院 ○ ○	<u>O</u>				
				<u>2</u> 三重中央医療センター ○					
				3 大門病院 🔘					
				4 武内病院	<u>O</u>				
				5 津腎クリニック	<u>O</u>				
				6 永井病院	<u>O</u>				
				7 遠山病院	<u>O</u>				
				<u>8</u> 吉田クリニック <u></u>					



No.	頁	行							新					
4	297	31						5 4 災害	対助法による救	助の程度と期間(危機	管理部)			
		「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表					「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表							
		出典「災害救助事務取扱要領」					出典「災害救助事務取扱要領							
			援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考		
			(略)				1	(略)			l			
			被災者の救出	(略)	(略)	(略)	(略)	被災者の救出	(略)	(略)	(略)	(略)		
										1 左記の者からの相談				
										対応等消耗器材費又は				
										器物の使用謝金、借上				
										費若しくは購入費(工	۵.			
										事費を含む。)として当				
									避難生活にお	該地域における通常の		+4. \\ +4.		
									いて配慮を必	<u>実費</u>	災害発生	輸送費、		
			(新設)					福祉サービス		2 福祉避難所の設置	の日から	人件費		
								の提供	者、障害者、乳	消耗器材費、建物の使	7 日以内	は、別途		
									幼児その他の	用謝金、器物の使用謝		<u>計上</u>		
									<u>者</u>	金、借上費若しくは購				
										入費、光熱水費、仮設				
										便所等の設置費として				
										当該地域における通常				
										の実費				
			住家の被害の					住家の被害の)					
			拡大を防止するための緊急	6.4.		(1)		拡大を防止す	+		(1)			
				(略)	(略)	(略)	(略)	るための緊急	(略)	(略)	(略)	(略)		
			修理					修理						
			(略)					(略)						

No. 頁	行			旧			新					
5 303	10	5 6	応援要請の種別、要請に	必要な付記事項、経費	骨担等(危機管	7	5 6	応援要請の種別、要請に	必要な付記事項、経費	費負担等(危機管		
			理部、総務部、 <u>水道局</u> 、	消防本部)			理	部、総務部、 <u>上下水道管理</u>	11局、上下水道事業局、	消防本部)		
			要請の種別	要請に必要な付記事項	経費負担			要請の種別	要請に必要な付記事項	経費負担		
			1 県への応援要請	(1)~(4) (略)	要請者			1 県への応援要請	(1)~(4) (略)	要請者		
			(災害対策基本法第 68 条)					(災害対策基本法第 68 条)				
								2 指定行政機関及び指定地方	(1) 県へ要請の要求がで	要請者		
								行政機関への応援要請	きない理由			
								(災害対策基本法第 68 条の 2 第	(2) 災害の状況			
								2項)	(3) 応援(応急措置の実			
								※災害対策基本法第 68 条の 2 第	施)を要請する理由			
								1項に基づく要求が困難な場合	(4) 応援希望する物資、資			
									材、機械、器具等の品名			
									<u>及び数量</u>			
		応援					応 援		(5) 応援を必要とする活			
		・応急措							動内容(必要とする応急			
		措置					応急措置		措置内容)_			
									(6) その他必要な事項			
			2 他の市町村への応援要請	(1)~(6) (略)	要請者			3 他の市町村への応援要請	(1)~(6) (略)	要請者		
			(災害対策基本法第 67 条					(災害対策基本法第 67 条				
			三重県市町村災害応援協定					三重県市町村災害応援協定				
			三重県水道災害広域応援協定)					三重県水道災害広域応援協定)				
			<u>3</u> 他の消防機関への要請	(1)~(6) (略)	人件費等の経常			<u>4</u> 他の消防機関への要請	(1)~(6) (略)	人件費等の経常		
			(三重県内消防相互応援協定		経費及び公務災害			(三重県内消防相互応援協定		経費及び公務災害		
			三重県高速道路等における消防		補償費は応援市町			三重県高速道路等における消防		補償費は応援市町		
			相互応援協定)		村の負担とし、こ			相互応援協定)		村の負担とし、こ		
					れ以外の経費につ					れ以外の経費につ		

No.	頁	行		旧				新	
					いては要請市町村				いては要請市町村
					等の負担としま				等の負担としま
					す。				す。
			4 緊急消防援助隊の要請	(1)~(6) (略)	国の指示を受け	-	5 緊急消防援助隊の要請	(1)~(6) (略)	国の指示を受け
			(消防組織法第44条)		て出動した場合の		(消防組織法第44条)		て出動した場合
					人件費等について				の人件費等につい
					は政令に従い国が				ては政令に従い国
					負担します。				が負担します。
					それ以外の出動				それ以外の出動
					の場合は、公務災				の場合は、公務災
					害補償費に要する				害補償費に要する
					費用等を除き要請				費用等を除き要請
					市町村等が負担し				市町村等が負担し
					ます。				ます。
			5 防災ヘリコプターの要請	(1)~(7) (略)	三重県		<u>6</u> 防災ヘリコプターの要請	(1)~(7) (略)	三重県
			(三重県防災ヘリコプターに関				(三重県防災ヘリコプターに関		
			する支援協定)				する支援協定)		

No.	頁	行			旧				新		
				6 県への指定地方行政機関ま	(1)~(4) (略)	他自治体から派		7 県への指定地方行政機関ま	(1)~(4)	(略)	他自治体から派
				たは他自治体の職員の派遣の斡		遣を受けた場合は		たは他自治体の職員の派遣の斡			遣を受けた場合は
				旋要請		災害対策基本法施		旋要請			災害対策基本法施
				(災害対策基本法第 <u>29</u> 条		行令第 18 条に基		(災害対策基本法第 <u>30</u> 条			行令第 18 条に基
				地方自治法第 252 条の 17)		づく所定の方法に		地方自治法第 252 条の 17)			づく所定の方法に
			Hột:			よる。指定公共機	nt/sh				よる。指定公共機
			職員の			関等から派遣を受	職員の				関等から派遣を受
			派遣			けた場合は、各計	派遣				けた場合は、各計
			斡旋			画に定めるものの	斡旋				画に定めるものの
			旋			ほかはその都度定	旋				ほかはその都度定
						めたもの、あるい					めたもの、あるい
						は事前に相互に協					は事前に相互に協
						議して定めた方法					議して定めた方法
						に従うこととしま					に従うこととしま
						す。					す。